

## 第2回 都市自治体の公民連携（文化・芸術振興）に関する研究会 議事概要

日 時：平成 28 年 12 月 1 日（木） 18:00～20:00

場 所：日本都市センター会館 7 階 708 会議室

出席者：大杉寛 座長（首都大学東京大学院）、大谷基道 委員（獨協大学）、金井利之 委員、  
（東京大学大学院）、工藤裕子 委員（中央大学）、南島和久 委員（新潟大学大学院）、  
西村弥 委員（明治大学）、松本茂章 委員（静岡文化芸術大学）、田中文子 委員（世田  
谷区）、遠藤文彦 委員（可児市）  
（事務局：日本都市センター）石川理事・研究室長、池田研究室副室長、三好研究員、  
劔持研究員、三浦研究員、千葉研究員

議事要旨：①委員の紹介、②自治体事例報告（世田谷区、可児市）、③調査研究に関する議論

### 1 自治体事例報告

#### (1) 世田谷区の実践

##### ア 公民連携に関する経緯と条例及び振興計画

- ・平成 15 年に、美術館と文学館を運営していた世田谷区美術振興財団と文化生活情報センターを運営していたコミュニティ振興交流財団を合わせ、せたがや文化財団をつくり、平成 18 年に文化及び芸術の振興に関する条例を、翌年に条例に基づく振興計画を策定した。
- ・計画の理念は、自主性及び創造性の尊重、環境の整備、区民、民間団体等との相互の連携を図ることとし、環境文化、生活文化、芸術文化の 3 つを計画の視点とした。

##### イ せたがや文化財団について

- ・設立の趣旨は、地域の文化・芸術の振興と心豊かな地域社会の形成に資すること、基本理念は、文化・芸術の創造性や活動が地域を豊かにしている。
- ・公益目的事業：文化芸術の振興、地域文化の創造活動の支援及び教育普及に関する事業並びに市民活動の支援及び振興に関する事業。収益活動：物品販売事業、飲食物提供事業。
- ・民間ならではの専門人材の登用として、理事長及び文化生活情報センターの館長は元 NHK の永井多恵子氏に、芸術監督は野村萬斎氏にお願いする等している。
- ・副館長全員と事務局長は区の OB で、職員 109 名中、区の派遣職員は OB を除き 7 名である。
- ・計画に基づき、財団の 5 つの事業部門が連携して、総合力を生かした取組みを進める。

##### ウ 施設、事業部門について

- ・施設は全て指定管理で、財団が指定管理者として来年からの 5 年間も運営予定。美術館、分館は、遺族から寄贈の建物を使い、本人の作品を中心に展示している。
- ・生活工房：生活文化の継承と発展という点に着目した特徴のある事業。ワークショップやキッチンがあり、催し物や日常で使う道具に注目した展示も実施している。
- ・世田谷パブリックシアター：座席数約 600 の大きめのパブリックシアター、座席数 300 満たない小さなシアター・トラムの 2 劇場。三軒茶屋駅に直結しており、演劇の世界では好評である。

- ・音楽事業部：コンサート、まち中に出かける音楽会、子どもによるオーケストラ等を実施。
- ・世田谷美術館：世田谷ゆかりの美術、素朴派の美術、現代美術が収集方針。貸し出し用の区民ギャラリーは、抽せんを行うほど人気が高い。
- ・世田谷文学館：大規模改修で休館中だが、著名な漫画家の展覧会等、幅広い催しを実施。
- ・人材養成として、若手向け登竜門の「飛翔」という賞を有する。

## エ 財団による運営のメリットと課題

- ・メリットとしては、柔軟なサービスの提供ができることと、人事異動のある役所とは異なり、民間の専門性の高い人材を継続して配置できること。専門人材の人脈で各方面から資金を得て、大きな事業を実施できる。民間との共催により大きな巡回展等を組むことも可能。開館時間もフレキシブルにできる。
- ・課題としては、役所サイドは現場に疎くなり、現場サイドは自分のやりたいことを追求する傾向があり、文化行政の中の位置づけを認識するところは、両方で努力が必要と考える。

## (2) 可児市の取組み

### ア 可児市の概要

- ・人口は昭和 40 年代に約 3 万人だったが、名古屋市等のベッドタウンとして 10 万人まで増加。高齢化が進んでいるが、外国人の増加もあり人口が減っていない。約 6% と外国人が多い。

### イ 可児市文化創造センター（ア－ラ）について

- ・文化創造センター条例について、もともと設管条例があったが、平成 28 年 4 月施行の改正で「社会包摂」という言葉を盛り込んだ。劇場法に基づく大臣指針に伴うもの。ただし、「社会包摂」は理念として先にあり、後に法律に取り入れられた。
- ・（公財）可児市文化芸術振興財団が指定管理を受けている。市から基本財産 1 億円を出資。
- ・財団の組織について、職員 32 人中、市から 4 人派遣しており、市と一体となって取り組む姿勢。19 人はプロパー職員で、舞台技術関係者は、東京で技術を磨いた方等。
- ・月 2 回の館長ゼミでは文化について学べるので、他課職員が聴講に来ることもある。
- ・財団としては、鑑賞者開発と社会包摂事業により、「芸術の殿堂」ではなく、「人間の家」にしたいという趣旨。絶えず人が出入りし、いつもにぎやかな状況を維持している。

### ウ 文化創造センターのソフト事業について

- ・館の特徴として、「ア－ラまち元気プロジェクト」がある。劇場の職員が外へ出てワークショップやアウトリーチ等実施し、様々な方と触れ合う仕組み。ワークショップは、学校やフリースクール等様々なところで活用されている。
- ・新日本フィルハーモニー、文学座（演劇）と地域拠点契約を結んでいる。
- ・中途退学者が多かった県立高校について、県の教育委員会から相談を受け、衛紀生館長のタイアップの働きかけで、文学座の西川信廣氏によるワークショップを行った。これまで約 30 人ずつ毎年退学していたのが、平成 26 年には 9 人まで減少したとのことである。
- ・大型市民参加事業として、毎年 100 人近い応募があるが、「オーケストラで踊ろう」、演劇「わが町可児」、ミュージカルがある。

- ・館長よれば、創造鑑賞事業の実施と並行して、社会的課題を見つけ、それに対して何ができるかと、「まち元気プロジェクト」を進めることで、倫理的、継続的、道徳的に応援する市民を育てる、常に来てくれる応援者を育てるという視点で顧客開発をしているとのこと。
- ・チケットの工夫として、通常とは逆の発想で、近づくほど安くなるシステムをとる。
- ・岐阜県を含め、愛知県からも会員が非常に増えてきており、年間約 40 万人が来場している。
- ・2010 年に経済波及効果は、指定管理料の 5 億弱に対して約 12 億、2.57 という数字が算出されている。

## エ 新たな課題への取組み

- ・財団はソーシャル・インパクト投資の文化への適用を検討中。文化・芸術が社会のためになることの数値化を、喫緊の課題として取り組んでいる。クラウドファンディングの検討も予定とのこと。

### (3) 事例報告に係る議論

- ・文化振興条例は、行政と住民の役割分担をうたっているもので、連携を訴える際の根拠になる。文化庁の補助金等の条件になっていることもある。
- ・条例に続いて計画をつくるどころと、計画をつくり、将来条例をつくるどころの 2 パターンがある。議会の議決が不要なのでおそらく後者が多い。前者では、条例に市民からの意見が反映されず、計画が受け皿となったケースもあった。
- ・文化芸術振興基本法制定、地方自治法改正による指定管理制度開始、国の「芸術文化の振興に関する基本的な方針」がきっかけになって、文化振興条例制定が進んだと推測する。
- ・文化庁の「創造都市ネットワーク」への加入や長官表彰は補助金の資格になる。
- ・自治体の職員引上げにより、財団のプロパー職員に大きな負担がかかっている。指定管理の問題として、仕様書作成や市長説明等の都合のよいときは財団職員を頼る弊害が目立つ。
- ・評価指数・指標について、劇場、美術館の周辺の飲食への効果等の経済的効果、又はワークショップやアウトリーチを実施しない場合と実施した場合の数値的变化等を検討中。

## 3 調査研究に関する議論

### (1) 論点について

- ・「政策レベルでの公民連携」があると構造的に整理される。
- ・文化の場合は、経済効果以外よりは数値評価できないものをどう評価するかの方がよい。
- ・大学等の高等教育機関との連携は、人材、ノウハウ等も関わってくるので入れた方がよい。
- ・自治体と外郭団体との距離感について、約 15 年前から政策と運営を分けて切り離す方向で進んできており、無視できない。文化・芸術振興の分野では、見直す必要があるかもしれない。外郭団体を一まとめで捉えずモデル化のような議論を。
- ・文化・芸術における公民連携の特質とは何かの議論があるとよいのでは。他の分野との比較で見えてくるとよい。人の問題等全体に関わってくる。
- ・文化政策とは一体何か、どの範囲を想定しているかを整理し、民とは何かも明確にすべき。
- ・文化的同一化のロジックをどう考え、行政がどう関わるのかの議論は必要ではないか。
- ・メディア芸術等の公の関与が忌避される分野の混在は大変なので、扱う分野を整理すべき。

- ・図書館は外してよいのか疑問。一方で、フェスティバル系は施設とは違う分野になるので、実態から入って、失敗例なども含め、パターン化を行うのが分かりやすいのではないか。

## **(2) アンケートについて**

- ・文化行政の範囲を限定するとともに、質問先についての検討が必要である。
- ・「行政の文化化」に関連して、どの部署が文化政策を所管するかで色合いが変わる。財源についても、各省庁の補助金、地方債、オリパラ関係、地方創生による組換え等捉えにくい。
- ・比較や全体的傾向の把握が困難になるおそれがある。いくつか選定したところの回答がある程度構造化できるか見てから、再度項目を検討するしかないのではないか。
- ・指定から外されるおそれや解雇のリスクにさらされる人たちが勇気づけられるものを。今、全国の文化会館が危機的状況にあるので、どう方向性を見出せばよいか提示できれば。
- ・具体的な運営手法又は体制上の特徴を聞く。人選や実績の成功例を集めるとよい。
- ・対象の絞込みと、人材面の問題意識に立ち返って調査方法を検討する。
- ・評価はアンケートから外した方がよい。ただし、評価の方針、考え方は聞ける。文化政策の方向性と関連する。行政側、財団、NPOの視点の違いが明確に出るとよい。

## **(3) 調査内容について**

- ・人材育成において、行政からの委託から民間主導へと、連携のパターンが変化している。一方で、行政評価の中で文化が役に立っているかは、自治体の悩みで、明らかにできれば。
- ・文化と住宅政策、コンパクトシティまで入れると広すぎるかもしれないが、パターンが決まった公民連携ではなく、こんな発想もあるのかといった調査があるとよい。
- ・財団は見方によっては公になるが、外の民とのつながりも見べきなので、そこをより強調した形で考えていく。

## **(4) 調査手法について**

- ・各論点をアンケート、ヒアリング、報告書の論文のどこで扱うかに注意する。
- ・アンケートで出てこない注目すべき事例にはヒアリング調査を行う。

(文責：日本都市センター)